

第六章 「附則」ヲ「補則」

以ニ法規委員会會ニテ審議ノ結果、修正致マシメカテ前案ト参照セラレシ

別記ノ三

決 議

(東京護謄業株式会社)

関東金屬労働組合十五年年度大會ハ貴會社が今日マデ労働者ヲ極度ニ酷使シ搾取ラシテ
ウシテ疲弊中セシメテ爲ニ労働者ハ將ニ困窮ノ境ニ墜ケ入ラントスル際ニ當リ今更ニ
業負ガ此生活苦ヨリ逃レントシテ極メテ至當ナル要求ヲ提出セルニ忽チ其日頃ノ貪慾慾
キ露骨ナル態度ヲ以テ之レヲ拒絶シ利ハ暴ク團ヲ使用シテ從業員ヲ迫害セントシテ事ハ實
ニ狂態ノ甚クシイモノナル貴會社が更ニ頑迷ナル態度ト惡辣ナル手段トヲ改メザルニ於テハ
吾組合ハ労働階級ノ正義觀念ノ許ニ耐守タル處置ト闘争トヲ開始スルコトヲ誓言フ
同時ニ速ニ反省ヲ促スモノナル
右決議ス

千九百二十六年三月七日

日本労働組合評議會

関東金屬労働組合十五年年度大會

別記ノ四

決 議

(共同印刷ニ對スルモノ)

共同印刷株式会社ノ爭議團體トノ交渉ヲ絶拒絶スルニ於テハ全國ノ労働階級
団体學生団体並ニ一般ノ人々ニ向テ同會社ニ限リ奈行サレ又ハ印刷業ノ一
物ハ罷工破リニ依テ造ラレ故ニ之レヲ利イコソトスレテ提議ス之レヲ實行スル運動ヲ起
ス
コトヲ本大會決議ス

千九百二十六年三月七日

日本労働評議會

関東金屬労働組合十五年年度大會